

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-④)

施策目標		4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する						担当部局名	港湾局		作成責任者名	海洋・環境課長 津田修一		
施策目標の概要及び達成すべき目標		海洋汚染防止対策や干潟の再生、海岸浸食対策等を実施することにより、良港な海洋・海岸・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成を図る。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成27年7月
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度							
16	我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	0件	平成18年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件	毎年度	我が国の海洋環境に過去に例を見ないほど大きな被害を与えた「ナホトカ号油流出事故」(平成9年)と同等又はそれ以上の規模の事故を未然に防止する必要があるため。			
17	油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数	0隻	平成19年度	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	毎年度	・我が国に入港しようとする国際総トン数100トン以上の外航船舶に対しては油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入義務付け等を内容とした法改正以降、船舶油濁損害賠償保障法を適切に運用しており、運用の成果を示している指標であるため。 ・船舶油濁損害賠償保障法の施行以降、我が国に入港しようとする外航船舶のうち、油流出を伴う座礁等の事故を起こしたものの保険未加入隻数は0隻であることから次年度以降も保険未加入隻数0隻とすることを目標値として設定。			
18	過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合	約37.8%	平成23年度	—	—	37.8%	38.0%	38.1%	約40%	平成28年度	・過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で、回復可能な面積のうち復元・再生した割合として設定。 ・業績指標の根拠:社会本整備重点計画(平成24年8月31日 閣議決定)			
19	廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数	約7年	平成24年度	約7年	約7年	約7年	約7年	約8年	約7年	平成29年度	・一般廃棄物に関して、内陸部における処分場の確保が困難になってきていることから、海面処分場への依存度が高くなっており、港湾において海面処分場を計画的に整備する必要があるため。 ・目標値については、通常、海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに約7年の年数が必要であることから、廃棄物処分場の困難な状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。 ・業績指標の根拠:循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日 閣議決定)			
20	三大湾において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の取組により底質の改善が必要な区域のうち改善した割合	約46%	平成23年度	—	—	46.2%	47.0%	47.9%	約50%	平成28年度	・三大湾(東京湾、大阪湾、伊勢湾)において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の底質改善が必要な区域のうち、改善した割合として設定。 ・業績指標の根拠:社会資本整備重点計画(平成24年8月31日 閣議決定)			
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			26年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(26年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)										
(1)	国連環境計画拠出金(平成16年度)	13 (13)	12 (12)	12	15	日本海を含む日本周辺海域の環境保全と改善に取り組む枠組みである「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に対して、資金的な支援をすることにより、我が国が接する日本周辺海域の海洋環境を改善する。					16	-		
(2)	国連開発計画拠出金(平成18年度)	11 (11)	10 (10)	10	12	東アジア海域における海洋の開発と海洋環境との保全の調和を目指す枠組みである「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」に対して資金的な支援をすることにより、我が国が接する東アジア海域の海洋環境を改善する。					16	-		
(3)	海洋・沿岸域環境の保全等の推進(平成20年度)	13 (12)	12 (10)	59	37	我が国における海洋管理及び利活用のあり方に関する調査検討、海洋・沿岸域環境の保全に資する海洋汚染防止制度の普及啓発など、海洋基本法(平成19年度成立)及び海洋基本計画(平成25年閣議決定)に基づく施策を着実に実施し、海洋・沿岸域環境の保全等の推進に資する。					16	-		
(4)	低潮線の保全に要する経費(平成23年度)	55 (54)	55 (50)	55	55	「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(低潮線保全法)」に基づき、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線を保全することを目的とし、衛星画像による低潮線保全区域及びその周辺の状況調査、防災ヘリコプターによる低潮線及びその周辺の巡視、低潮線保全区域の周知のための看板設置を行う。					-	平成26年度の低潮線及びその周辺の状況調査(巡視等)区域数:177/177(状況調査区域数/水管理・国土保全局所管区域数)		
(5)	船舶油濁損害対策(平成17年度)	33 (14)	33 (14)	42	31	外国船舶に保険加入を義務付けている船舶油濁損害賠償保障法の運用のため、我が国へ入港する船舶に対して国土交通大臣(地方運輸局長等)の交付する証明書(船内備え置き義務や、入港の際の保険加入状況の事前通報義務などを規定している。又、違反が推定される船舶に対しては入港時に立入検査を実施することとしている。このような証明書の交付事務、事前通報の保険加入状況の確認のための情報管理のほか、関係官庁(海上保安部、港湾局等)との連携した立入検査等、同法的確な運用を行っている。外国船舶から大量の油等の排出があり、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定に基づく海上保安庁長官の要請を受けて地方公共団体が油等防除措置を講じた場合であって、当該費用を船主から徴収することができなかった場合等には費用を補助している。(補助率2分の1)					17	-		

(6) 港湾環境整備事業 (昭和48年度)	026	-	-	-	5,489	浚渫土砂や一般廃棄物の受け入れ等や、港湾区域内の環境改善及び適正な港湾利用の確保を目的として、廃棄物埋立護岸の整備や水質浄化、底質改善を行う。	18 19 20	-	
		4,028 (4,004)	5,456 (5,443)	6,340	-				
(7) 港湾環境整備事業(東日本大震災関連) (平成23年度)	028	0 (0)	649 (649)	344	0	東日本大震災からの早期復興として、がれきや津波による堆積土砂を受け入れるための廃棄物埋立護岸の整備を行う。	19	-	
(8) 海岸事業 (昭和24年度)(関連:26-⑫、⑬)	023	9,186 (9,133)	9,583 (9,569)	16,678	9,751	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島海岸で、海岸の維持管理を実施する。 国費率・補助率 直轄事業:国10/10、2/3	-	-	
(9) 海岸事業(直轄) (直轄:昭和47年度)(関連26-⑫、⑬)	027	11,368 (11,358)	8,880 (8,879)	10,343	9,492	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	-	-	
(10) 港湾区域における低潮線の保全に要する経費 (平成24年度)	029	- -	4 (4)	3	2	衛星画像による低潮線及びその周辺の状況調査、巡視船による低潮線及びその周辺の巡視並びに低潮線保全区域の周知のための看板設置を行う。	-	低潮線及びその周辺の状況調査・巡視回数	
施策の予算額・執行額 ※下段()書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。		5,298 (186,004) (4,135) (146,017)	8,360 (238,359) (6,198) (188,209)	9,901 (213,445)	5,638	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	○21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日)第3章戦略6③ ○第四次環境基本計画(平成24年4月27日)第2部第1章第6節、第7節3 ○生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日)第3部第1章9節 ○海洋基本計画(平成25年4月26日)第2部2(2)ウ、4(3)、9(3) ○循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日)第5章第2節6(2) ○社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)第2章、第3章		